

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊岡市長 関貫久仁郎

市町村名 (市町村コード)	豊岡市 (28209)
地域名 (地域内農業集落名)	山本区・森区 (山本、森)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山本集落は、昭和54年から昭和57年にかけて金剛寺土地改良区により団体営ほ場整備事業(15.8ha:その内山本区約5.4ha)、標準区画20a～25aの整備を行っている。しかし、中山間の谷筋地域であるため不整形田が多い。灌漑は、自然取水方式であり、取水口や用水路の管理、農道補修や排水路の泥上げ、畦畔や道路水路の草刈り等の維持管理や獣害対策に多大な労力を要している。森集落は、旧来の耕地整理のままで、ほ場整備事業を行っていない。

当該地域の水稻栽培は、全体で約8.7haである。中心的担い手の認定農業者1名・1法人と営農組合1法人で、耕作面積は約4ha、集積率は約46%で、また1.0ha以上の水稻栽培農家は1名で、耕作面積は2.3ha、耕作率は約26%である。その他は、小規模の経営体9名で維持されている。他に果樹(ブドウ)栽培は、1名で約0.26haを耕作している。

75歳以上の高齢者耕作者は1名で(稲作・果樹ブドウ、栽培面積0.35ha)、70歳以上75歳未満の耕作者が4名あり、70歳未満でも今後5～10年先にはリタイアを考えている耕作者も多く、担い手への受け渡しが課題となっている。

当該地域のうち山本集落は、多面的機能支払交付金事業を積極的に取り組んでいるため、今のところ荒廃農地の発生は見られないが、高齢化と近年の地域力の低下に伴い維持管理の負担が増えつつある。森集落については、国・県の補助事業に取り組んでいないため、課題は一層深刻である。

離農の増加に伴い中心的な担い手のみで、これら農業環境の維持は難しく、未整備地はもちろんのこと、集落で活用すべき農地であっても遊休化が懸念されるところである。このため持続可能な集落の農地保全に向けて、担い手が共通し、隣接した山本・森の両集落で共同して協議を進める。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山本・森集落の農地利用は、減農薬や有機農業の導入による水稻栽培と、果樹(ぶどう)で、主に認定農業者1名・1法人と営農組合1法人、その他経営体10名が担っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.15 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

昭和54年から昭和57年にかけて金剛寺土地改良区により団体営ほ場整備事業(15.8ha:その内山本区約5.4ha)、標準区画20a～25aの整備した農用地区域と、昭和初期に10a区画で耕地整理した集落内の一団地区域を将来にわたり有効活用する区域とし、その他の区域と住宅地又は林地との間にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地を将来にわたり活用・保全できるよう、集落全体で農地の有効活用を図るため、「いきいき農地バンク方式」の新たな取り組みを図る。(貸付予定農地面積 8.3ha)
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていくことに協力していく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体等への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に取り組みすべき農地は、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、豊岡市及びJAと連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

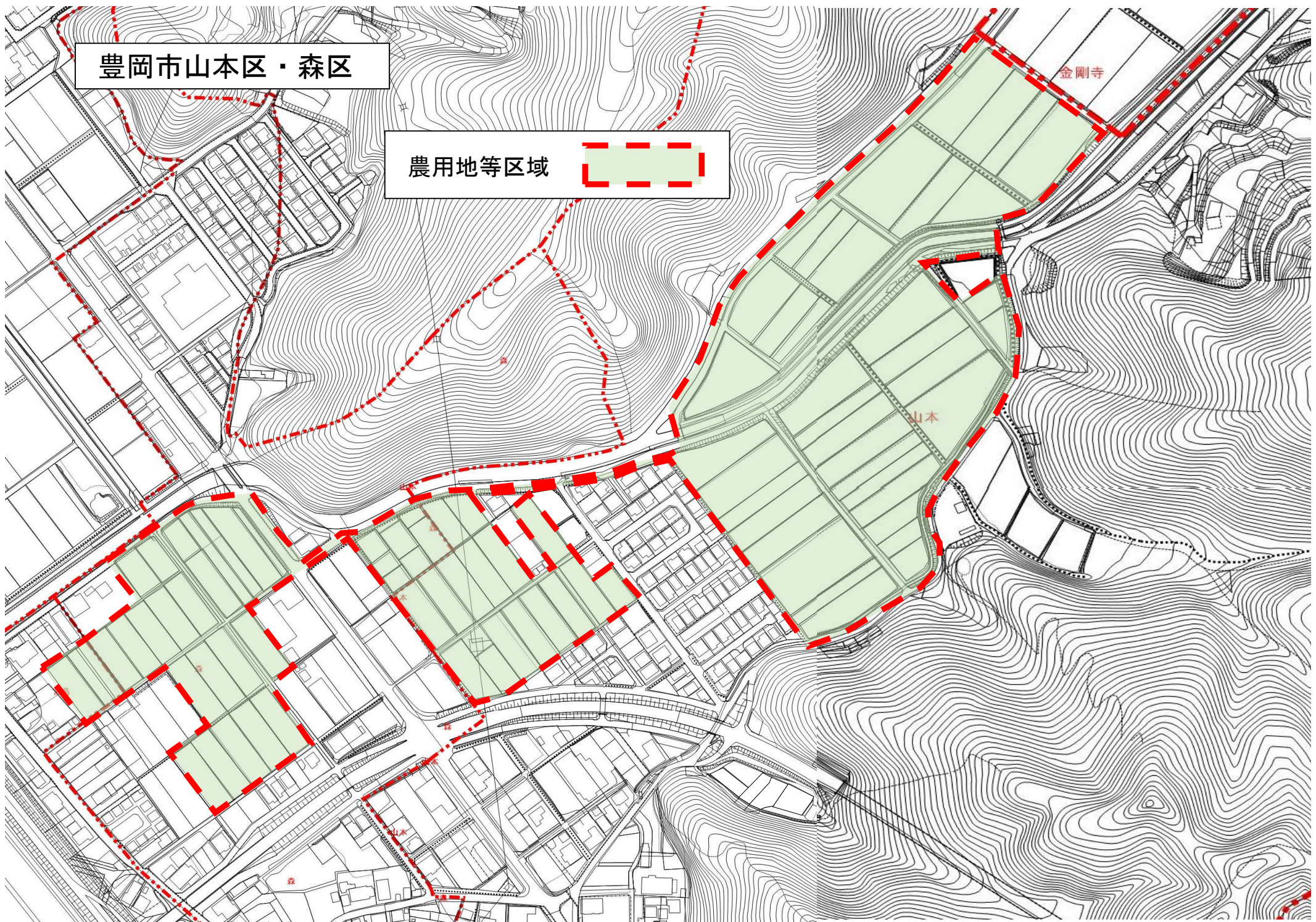
<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策の取組方針
鹿・猪等鳥獣害対策として金網柵等の維持・充実と、集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)をつくり、捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②有機・減農薬・減肥料の取組方針
人と環境にやさしく高付加価値が期待される、「コウノトリ育む農法」などの有機・減農薬・減肥料の農業に取り組み、安全・安心で高収益につながる農作物を栽培することで、耕作者のモチベーションを高め、豊かな文化・地域・環境づくりを進める。
- ⑦保全・管理等の取組方針
多面的機能支払交付金事業の継続による適正な農用地の維持管理を図る。
- ⑧農業用施設の取組方針
老朽化した農業用排水路の不同沈下の改修と素掘りの水路のU字溝への転換を図り、農作業の労力の低減を図る。

豊岡市山本区・森区

農用地等区域



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊岡市長 関貫 久仁郎

市町村名 (市町村コード)	豊岡市 (28209)
地域名 (地域内農業集落名)	大谷区 (大谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年9月13日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>大谷区は、昭和55年から昭和61年にかけて中佐土地改良区により団体営ほ場整備事業(中佐地区48.3ha:その内大谷区約16.3ha)、標準区画20aの整備を行っている。しかし、中山間の谷筋地域であるため不整形田が多い。灌漑はパイプライン方式であり、取水口や管路の補修、農道補修や排水路の泥上げ、畦畔や道路水路の草刈り等の維持保全管理や獣害対策に多大な労力と費用を要している。</p> <p>当地は、中心的担い手である認定農業者は1名で耕作面積は0.56ha、集積率約3%と少なく、0.5ha以上の水稻栽培を行う個人農家9名による耕作面積は10.1haで、耕作率約62%と小規模の経営体で維持されている。60~80歳代の経営体も多く、75歳以上の耕作面積が約2.5haで耕作率は約15%である。その内後継者不在の農地が約1.0haあり、今後5~10年先には新たな耕作者への受け渡しが懸念される。</p> <p>当区は多面的機能支払交付金事業を積極的に取り組んでいるが、高齢化と近年の地域力の低下に伴い維持管理の負担が増えつつある。離農の増加に伴い中心的な担い手のみで、これら農業環境の維持は難しく、未整備地はもちろんのこと、集落で活用すべき農地であっても遊休化が懸念されることである。持続可能な集落の農地保全に向けて、集落内の協議を進めている。</p>
--

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

大谷集落の農地利用は、主に認定農業者1名その他経営体37名が担っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.36 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

昭和55年から昭和61年にかけて中佐土地改良区により団体営ほ場整備事業(中佐地区48.3ha:その内大谷区約16.3ha)、で整備した農用地区域を将来にわたり有効活用する区域とし、その他の区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地を将来にわたり活用・保全できるよう集落全体で農地の有効活用を図るため、「いきいき農地バンク方式」の新たな取り組みを図る。(貸付予定農地面積14.6ha)
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていくことに協力していく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体等への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、豊岡市及びJAと連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策の取組方針

鹿・猪等鳥獣害対策として金網柵の充実と、集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)をつくり、捕獲体制の構築等に取り組む。

②減農薬、現肥料の取り組みにより環境保全型農業を推進する。

⑤朝倉山椒の栽培に組みに併せ遊休農地の解消に努める。

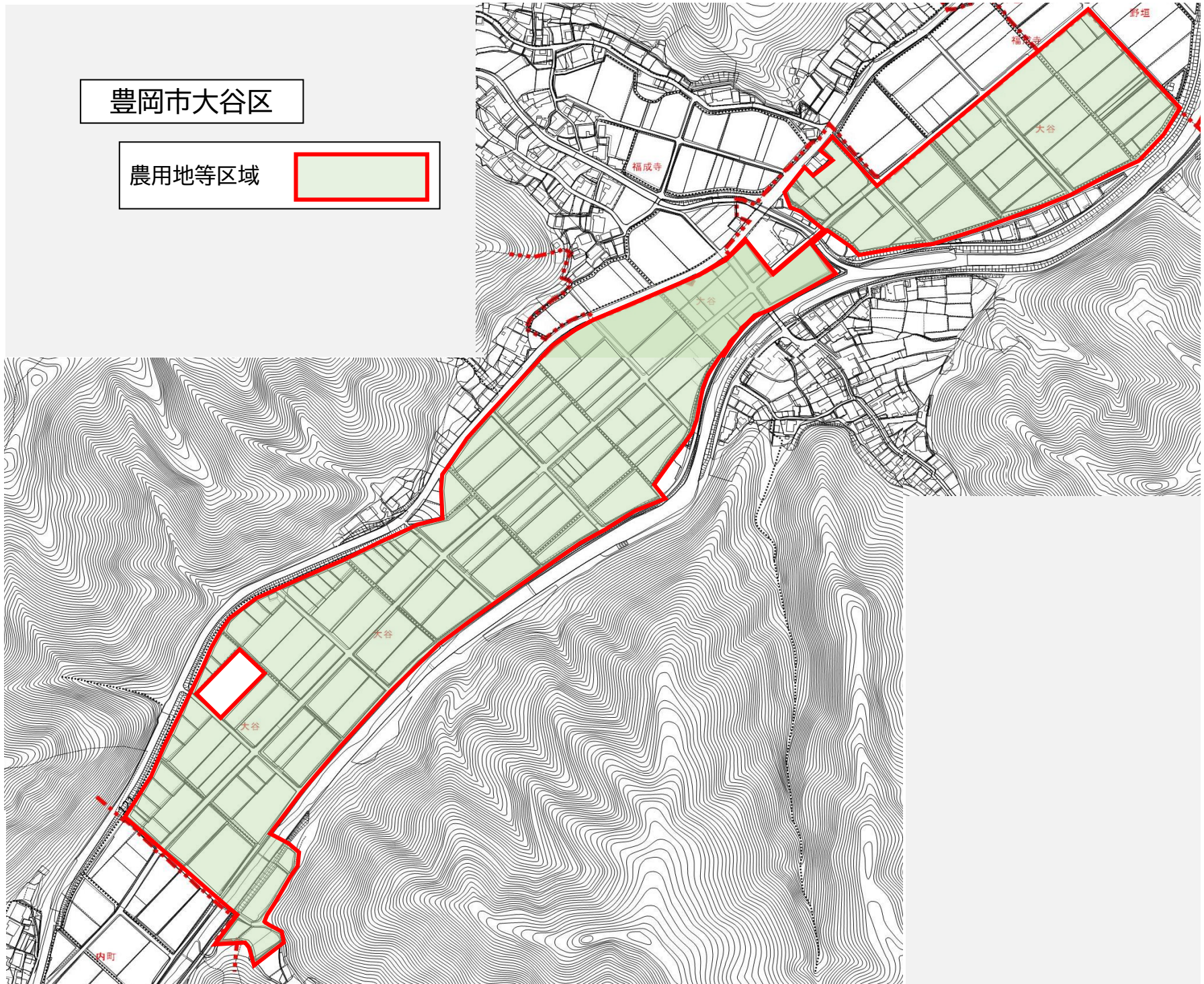
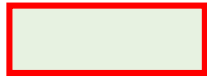
⑦保全・管理等の取組方針

多面的機能支払交付金事業の継続による適正な維持管理と、自動草刈り機械等の導入により省力化を図る。

⑧農業用水確保に向けた施設の改修整備を図る。

豊岡市大谷区

農用地等区域



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊岡市長 関貫久仁郎

市町村名 (市町村コード)	豊岡市 (28209)
地域名 (地域内農業集落名)	法花寺区 (法花寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月29日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

法花寺集落は、昭和46年に法花寺土地改良区により団体営ほ場整備事業(7.2ha)、標準区画10a~20aの整備を行っている。しかし、中山間の山際・谷筋地域であるため、整備後も10a未満のほ場もあり、土地改良の実施できない不整形田も多く残っている。

灌漑は、自然取水方式であり、取水口や用水路の管理、農道補修や排水路の泥上げ、畦畔や道路・水路の草刈り等の維持管理や鳥獣害対策に多大な労力を要している。特に離農者は、維持管理にも消極的で集落の課題となっている。

法花寺集落区域内の水稻栽培は、全体で約11.0haである。中心的担い手の認定農業者1名と営農組合1法人で、耕作面積は約5.5ha、集積率は約50%で、また1.0ha以上の中規模水稻栽培農家は1名で、耕作面積は1.8ha、耕作率は約16%である。その他は、小規模の経営体10名で維持されている。

75歳以上の高齢者は3名で(耕作面積1.11ha)、75歳未満の耕作者の中にも今後5~10年先のみならず現在でもリタイアを考えている耕作者があり、担い手への受け渡しが課題となっている。また、ほ場の法面が大きく除草作業に多くの労力を費やすため、他の集落から受け手を探すことが困難であり、唯一の認定農業者を中心に集落内の営農者に任せる以外の方法は、考えられないのが現状である。

当該集落は、多面的機能支払交付金事業に積極的に取り組んでいるため、一部の谷筋や山際の農地を除いて、今のところ荒廃農地の発生は見られないが、高齢化と近年の地域力の低下に伴い維持管理の負担が増えている。

中心的な担い手や営農者に農地の維持管理を全面的に任せるのではなく、集落全体でサポートして農業環境を維持していくべきところではあるが、元々戸数の少ない集落の上、離農者の増加に伴い、これらの維持が難しくなっており、未整備地はもちろんのこと、集落で活用すべき農地であっても遊休化が懸念されるところである。

このため持続可能な集落の農地保全に向けて、地域計画の協議を進める。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

法花寺集落の農地利用は、減農薬や有機農業の導入による水稻栽培を、主に認定農業者1名と営農組合1法人、その他経営体11名が担っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.99 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.99 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

昭和46年に法花寺土地改良区により整備された団体営ほ場整備事業(7.2ha)、標準区画10a~20aの農用地区域を中心に法花寺川周辺を、将来にわたり有効活用する区域とし、その他の区域と住宅地又は山際・谷筋にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地を将来にわたり活用・保全できるよう農地の有効活用を図るため、集落唯一の認定農業者を中心に農業経営規模の拡大を希望する営農者へも農地を集積・集約していくこととする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在は、他の集落からの担い手が期待できないため、農地中間管理機構を活用する機運が高まっていない。しかし、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合に備え、農地バンクの機能を活用し、農地の管理や新たな受け手への付け替えを円滑に進めるために、将来的には、中間管理機構を通じて認定農業者等への貸付けを進めていくよう農地所有者に働きかけていく必要がある。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に取り組むべき農地は、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、豊岡市及びJAたじまと連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者が見当たらないため、集落内の担い手等が作業を一部受託している状況である。今後は、機械利用組合による省力化機械の共同利用等の方法を検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

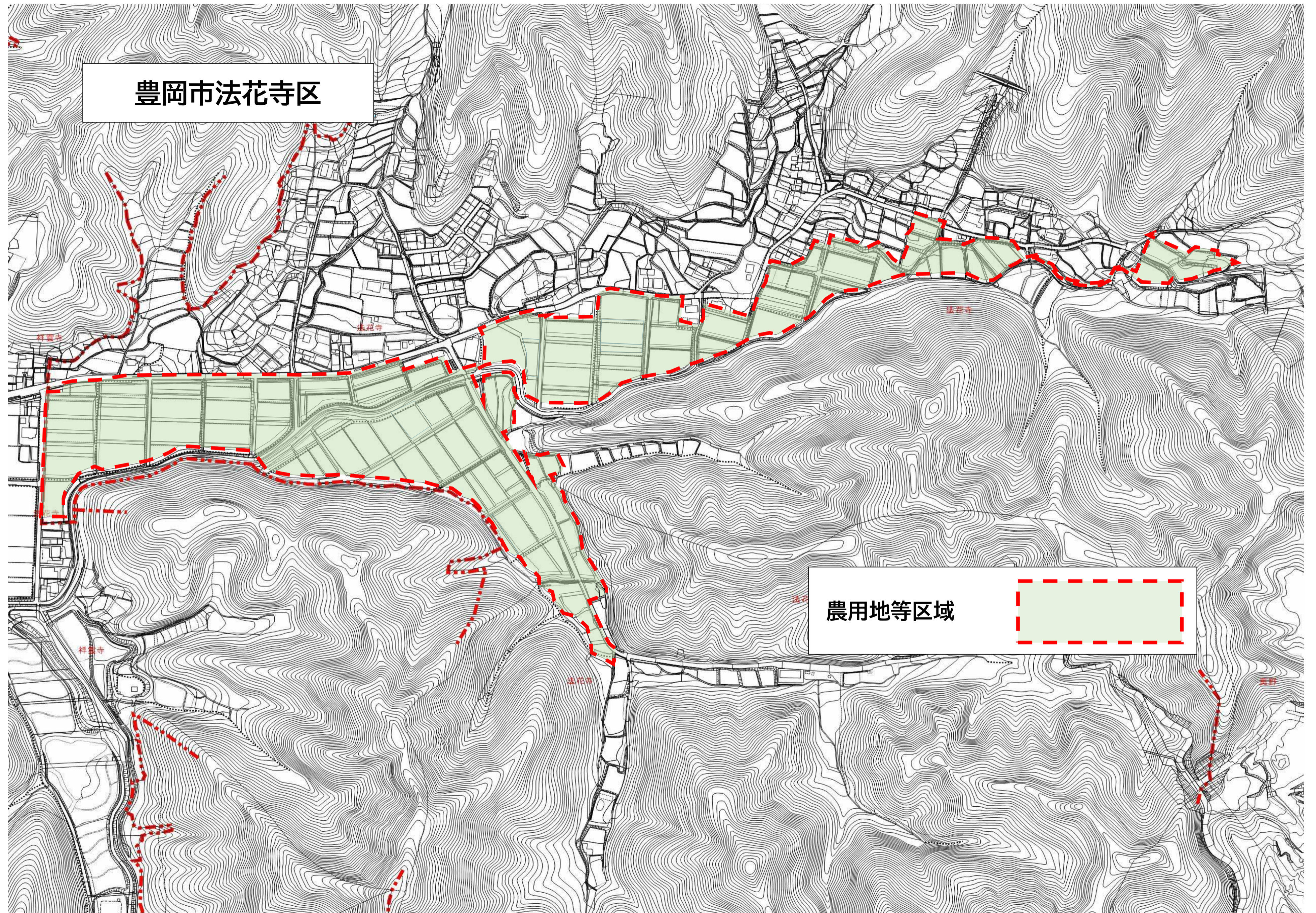
<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策の取組方針
鹿・猪等鳥獣害対策として金網柵等の維持管理と、集落内を点検するための地図(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)をつくり、捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②有機・減農薬・減肥料の取組方針
人と環境にやさしく高付加価値が期待される、「コウノトリ育む農法」などの有機・減農薬・減肥料の農業に取り組み、安全・安心で高収益につながる農作物を栽培することで、耕作者のモチベーションを高め、豊かな文化・地域・環境づくりを進める。
- ⑦保全・管理等の取組方針
多面的機能支払交付金事業の継続による適正な農用地の維持管理を図る。

豊岡市法花寺区

農用地等区域



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊岡市長 関貫 久仁郎

市町村名 (市町村コード)	豊岡市 (28209)
地域名 (地域内農業集落名)	江野区 (江野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

江野集落は、平成17年から19年にかけて江野土地改良区により基盤整備促進事業(14.6ha:その内江野分約13.9ha)に取り組み、標準区画10a~20aの整備を行っている。しかし、中山間の山際・谷筋地域であるため、整備後も10a未満のほ場や不整形田も多い。さらに、谷筋の奥の方は、土地改良のできない不整形田が多く残っている。

灌漑は、自然取水方式であり、取水口や用水路の管理、農道補修や排水路の泥上げ、畦畔や道路水路の草刈り等の維持管理や獣害対策に多大な労力を要している。特に離農者は、維持管理にも消極的で集落の課題となっている。

江野集落区域内の水稻栽培は、全体で約12.4haである。中心的担い手となる認定農業者はなく、集落内の営農組合(非法人)と耕作面積3.0ha以上の水稻栽培農家1名で、耕作面積は約8.8ha、耕作率は約68%である。その他は、小規模の経営体16名で維持されている。また、畑作は、ほとんどが自家用野菜の栽培となっている。

75歳以上の高齢者は6名で(耕作面積約5.3ha)、75歳未満の耕作者にも今後5~10年先を待たずに現在でもリタイアを考えている耕作者があり、担い手への受け渡しが課題となっている。特に、谷筋でほ場の面積が小さく、大規模な農機具を使用できない上、ほ場の法面が大きく除草作業に多くの労力を費やすため、他の集落から受け手を探すことが困難であり、集落内の営農組合を中心に、集落内の比較的規模の大きい営農者に任せる以外の方法は、考えられないのが現状である。

当該集落は、多面的機能支払交付金事業に積極的に取り組んでいるため、一部の谷筋や山際の農地を除いて、今のところ荒廃農地の発生を最小限に抑えているが、高齢化と近年の地域力の低下に伴い維持管理の負担が増えている。

営農組合や耕作者に農地の維持管理を全面的に任せるのではなく、集落全体でサポートして農業環境を維持していくべきところではあるが、元々戸数の少ない集落の上、高齢化や離農者の増加に伴い、これらの維持が難しくなっており、未整備地はもちろんのこと、集落で活用すべき農地であっても遊休化が懸念されるところである。このため持続可能な集落の農地保全に向けて、地域計画の協議を進める。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

江野集落の農地利用は、減農薬や有機農業の導入による水稻栽培を中心に、主に集落内の営農組合と耕作面積3.0ha以上の営農者1名、その他経営体16名が担っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.02 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

平成17年から19年にかけて江野土地改良区により整備された基盤整備促進事業(14.6ha:その内江野分約13.9ha)、標準区画10a~20aの農用地区域を将来にわたり有効活用する区域とし、その他の区域と住宅地又は山際・谷筋にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地を将来にわたり活用・保全できるよう農地の有効活用を図るため、営農組合を中心に集落内での農業経営規模の拡大を受けてもらえる営農者へ農地を集積・集約していくこととする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在は、他の集落からの担い手が期待できないため、農地中間管理機構を活用する機運になっていない。しかし、営農組合員の高齢化や耕作者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、将来的には、機構を通じて認定農業者への貸付けを進めていくよう農地所有者に働きかけていく必要がある。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に取り組むべき農地は、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、豊岡市及びJAと連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がないため、集落内の営農組合や担い手が作業を一部受託している。今後は、営農組合による省力化機械の共同利用等の方法を検討していく必要がある。

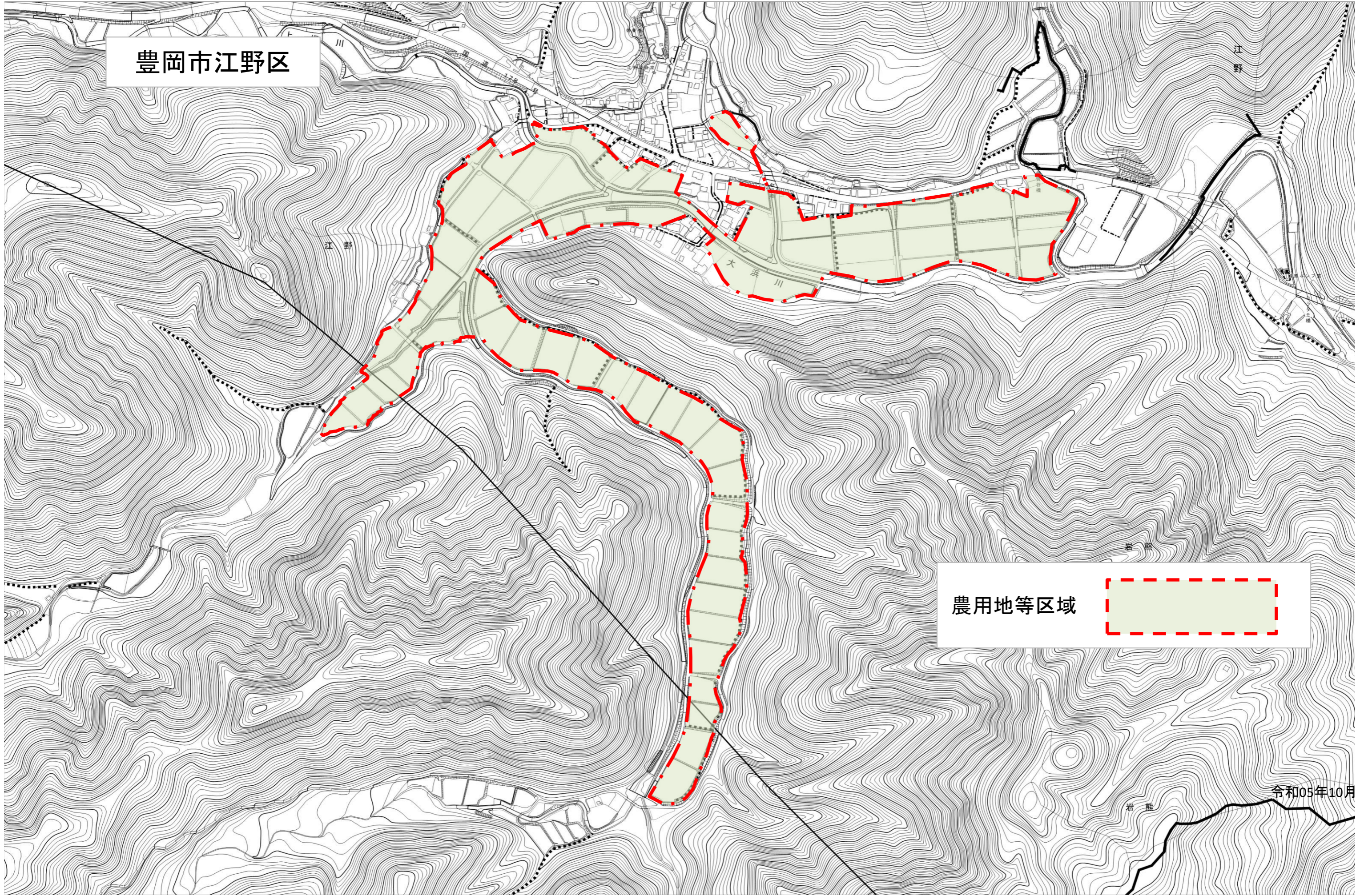
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策の取組方針
鹿・猪等鳥獣害対策として金網柵等の維持管理と、集落内を点検するための地図(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)をつくり、捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②有機・減農薬・減肥料の取組方針
人と環境にやさしく高付加価値が期待される、「コウノトリ育む農法」などの有機・減農薬・減肥料の農業に取り組み、安全・安心で高収益につながる農作物を栽培することで、耕作者のモチベーションを高め、豊かな文化・地域・環境づくりを進める。
- ③営農組合による省力化機械の共同利用やドローン、水管理システム等スマート農業の導入を検討していく。
- ⑦保全・管理等の取組方針
多面的機能支払交付金事業の継続による適正な農用地の維持管理を図る。

豊岡市江野区



農用地等区域



令和05年10月

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊岡市長 関貫久仁郎

市町村名 (市町村コード)	豊岡市 (28209)
地域名 (地域内農業集落名)	上鉢山区 (上鉢山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月30日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

上鉢山集落の農地は、昭和55年から平成7年にかけて新田井堰土地改良区により県営ほ場整備事業(361.3ha:その内上鉢山区約42.8ha)、標準区画20a~40aの整備を行っている。市内の中では平坦な地形であり、区画の大きな整形田が多く耕作環境には恵まれている。

灌漑は、ポンプ取水方式(一部自然取水方式)であり、取水口や用水路の管理、農道補修や排水路の泥上げ、水路の草刈り、獣害防止柵・網等の維持管理は、集落で「コウノトリ育むろっぽう上鉢山会」を組織し、多面的機能支払交付金事業を活用して実施している。

当該地域の水稻栽培は、全体で約42.2haである。中心的担い手の認定農業者13経営体で、耕作面積は約24.2ha、集積率は約56.5%で、また1.0ha以上の水稻栽培農家は5名で、耕作面積は約9.9ha、耕作率は約23.1%である。その他は、小規模の経営体42名で維持されており、分散錯圃による効率の悪さが課題となっている。畑作は、一部は直売所等への出荷をしているが、ほとんどが自家用栽培となっている。

75歳以上の高齢農業者は12名で(耕作面積約6.8ha)、後継者不足が深刻となっている。また、75歳未満の耕作者も今後5~10年先にはリタイアを考えているなど、担い手への受け渡しが課題となっている。

当該集落は、多面的機能支払交付金事業を積極的に取り組んでいるため、今のところ荒廃農地の発生はほとんど見られないが、高齢化と近年の地域力の低下に伴い維持管理の負担が増えつつある。

離農の増加に伴い中心的な担い手のみで、これら農業環境の維持は難しく、集落外の非農家所有者も多いため、集落で活用すべき農地であっても遊休化が懸念されるところである。

このため早急に地域計画を策定し、持続可能な集落の農地保全に向けて協議を進める。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

上鉢山集落の農地利用は、主に認定農業者11名とその他経営体46名が担っていく中で、可能な限り減農薬や有機農業の導入による水稻栽培の高収益化をめざしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

上鉢山集落の農地利用は、昭和55年から平成7年にかけて新田井堰土地改良区により県営ほ場整備事業(361.3ha:その内上鉢山区約42.8ha)、標準区画20a~40aで整備された農用地区域を、将来にわたり有効活用する区域とし、その他の区域と住宅地内及び小野川右岸の農地は、保全・管理等を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農者が出た場合には、所有者・耕作者の意向を踏まえ、現状の認定農業者を中心にスムーズに集積できるよう配慮することとする。 その際、農業経営の効率化を図るため、集約化についてもできる限り考慮することとする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集積・集約化を目指し、出し手・受け手にかかわらず、比較的簡易な手続きで利用権設定・異動が可能な「農地バンク」制度の活用を推進し、円滑かつ効率的なマッチングがなされるよう図っていく。 特に、農業者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合に備え、農地バンクの機能を活用することは有効であると考えており、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体等への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に取り組むべき農地は、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
持続可能な経営体となるよう担い手の育成を図るために、豊岡市及びJA等の関係機関と連携しながら相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
現状は、集落内外の担い手等が作業を一部受託している状況である。 将来に向けて、省力化機械の共同利用等の方法を検討していく必要がある。

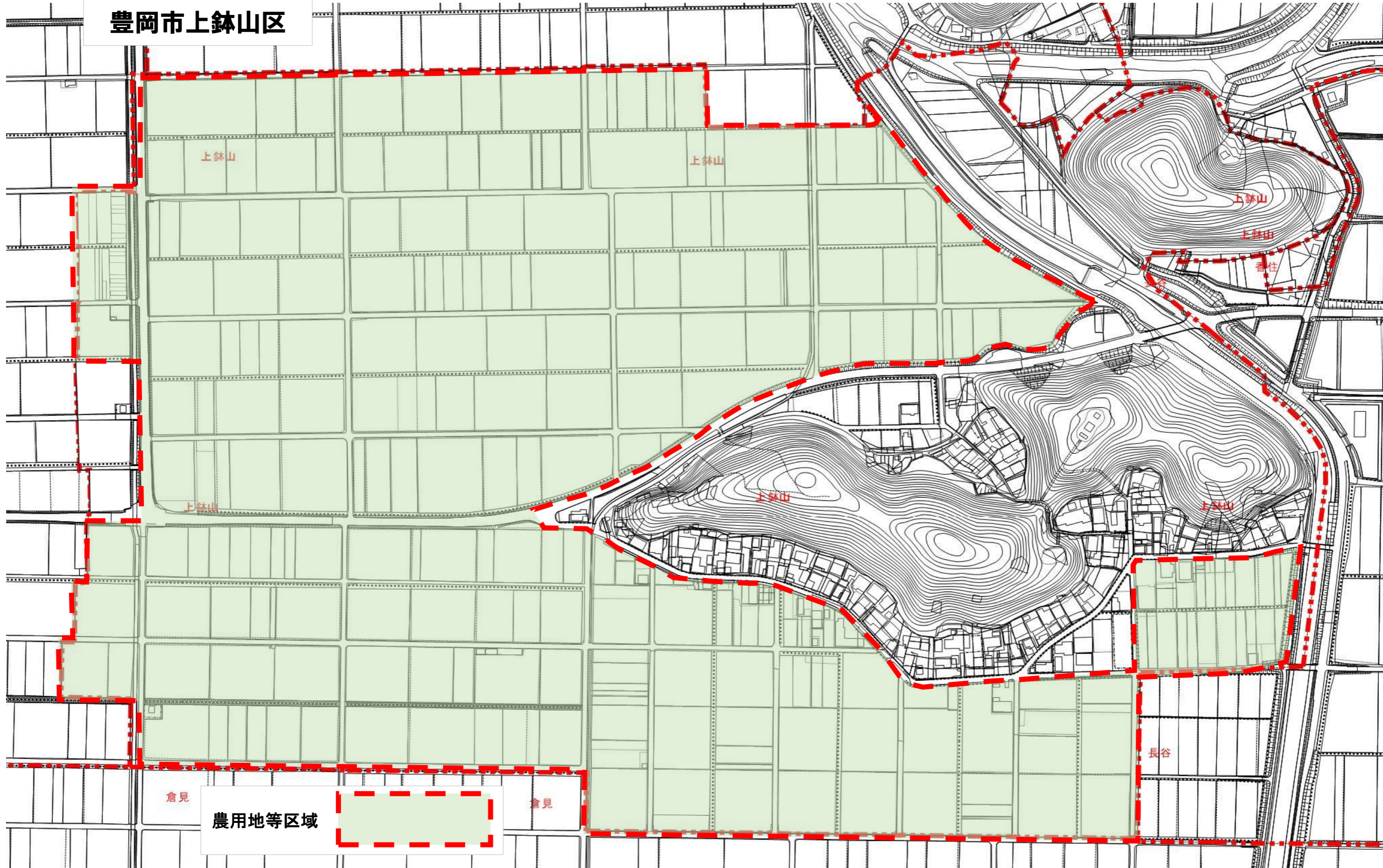
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策の取組方針
鹿・猪等鳥獣害対策として金網柵等の点検・維持を行い、侵入防止や捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②有機・減農薬・減肥料の取組方針
人と環境にやさしく高付加価値が期待される、「コウノトリ育む農法」などの有機・減農薬・減肥料の農業に可能な範囲で取り組み、安全・安心で高収益につながる農作物を栽培することで、耕作者のモチベーションを高め、豊かな文化・地域・環境づくりを進める。
- ⑦保全・管理等の取組方針
多面的機能支払い交付金事業の継続による適正な農用地の維持管理を図る。
- ⑨地域集積協力金の活用
農業用施設の維持管理、備品購入、その他農業振興のための事業・活動の財源として、地域集積協力金の活用を検討する。

豊岡市上鉢山区



農用地等区域

倉見

倉見

長谷

上鉢山

上鉢山

上鉢山

上鉢山

香住

上鉢山

上鉢山

上鉢山

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊岡市長 関貫久仁郎

市町村名 (市町村コード)	豊岡市 (28209)
地域名 (地域内農業集落名)	加陽地区 (沖加陽・下加陽)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月5日 (第8回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

加陽地区(沖加陽集落・下加陽集落)は、昭和54年から55年に加陽土地改良区により新農業構造改善事業(約26.8ha)で、標準区画10a～40aの整備を行っている。
灌漑は、自然取水方式であり、取水口や用水路の管理、農道補修や排水路の泥上げ、畦畔や道路・水路の草刈り等の維持管理や鳥獣害対策に多大な労力を要している。
耕作放棄地が発生しないよう多面的機能支払交付金事業を活用して、非農家も含めた区民全員で農地の保全に取り組んでいるため、現在は目立った農用地の荒廃はないが、円山川と出石川に囲まれている当地区は、毎年内水による浸水被害が深刻な課題となっている。
当地区内の農用地面積は、全体で約49.7haである。中心的担い手の認定農業者6名と1法人及び認定新規就農者1名による耕作面積は約12.2ha、集積率は約24.5%で、他に集落内の営農組合(非法人)1団体が、耕作できなくなった耕地のうち約4.6haを受け持っている。また1.0ha以上の中規模水稻栽培農家は6名で、耕作面積は約7.2haを耕作しており、その他は、小規模の経営体86名で維持されている。
耕作の現状は、水稻の作付も行われているが、昭和50年代頃より土地改良事業と共にビニールハウス団地が形成され、畑地だけでなく水田も活用した野菜の生産が盛んとなっている。指定野菜の栽培のほか、冬季でもイチゴや菊菜、水菜などが栽培され、豊岡中央青果やJAたじまなどに出荷している。また、地区内の直売所である「加陽の朝市」や「加陽水辺公園」でも販売している。
75歳以上の高齢者は32名(耕作面積約10.5ha)で、今後も耕作者の高齢化と人口減少が進行することから、担い手への受け渡しが課題となっている。
将来にわたり持続可能な農業を営むため、後継者の育成や新たな営農組合員と新規就農者の確保を積極的に行い、農地保全の取り組み方法等について再検討する必要があるため、このため、地域計画の協議を進める。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

令和5年10月に「自然共生サイト」に認定された加陽地区は、集落周辺に加陽湿地や水田があり、コウノトリが頻りに飛来して多様な生き物が生育している。今後も「加陽地区づくり構想」の目標である“全員農業の夢ある郷づくり”を継続し、自然豊かな農業環境を維持保全することに取り組む。
当地区の農地利用は、主に認定農業者6名と1法人及び認定新規就農者1名、集落内の営農組合、その他経営体91名で次の栽培方法により担っていく。
・水稻は、コウノトリ育む農法や減農薬による栽培面積を増やし、野菜は、ビニールハウスを利用した栽培を継続して、有機農業の導入などの環境保全型農業の推進を図る。
・若者組織との対話集会や農業機械講習会等を開催して、定年退職者や意欲ある若者の農作業参加を促し、農業への理解と関心を高め後継者の育成を図る。
・加陽湿地や加陽水辺公園を活用して、農産物の販売やイベントを行い地域農業の進展を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.68 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.68 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

加陽地区(沖加陽集落・下加陽集落)は、昭和54年から55年に加陽土地改良区により新農業構造改善事業(約26.8ha)で、標準区画10a～40aの整備を行った農用地区域を中心にその周辺農地を、将来にわたり有効活用する区域とし、住宅地内及び山際・谷筋にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
積極的に集約化をすることは考えていない。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
集落内の営農組合の営農継続が困難となる可能性も考えられることから、農会や保全の会を中心に地区内の農地保全に努めるとともに、農地バンク等の機能を活用する新たな借り受けの仕組みを模索する必要がある。
(3) 基盤整備事業への取組方針
既に取り組むべき農地は、基盤整備事業を完了しており、新たに大区画化等の必要性はないと考えている。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
「地域おこし協力隊」など地区内外から多様な経営体を募り、その意向を踏まえながら地区全体で協力して育成することに取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
特になし

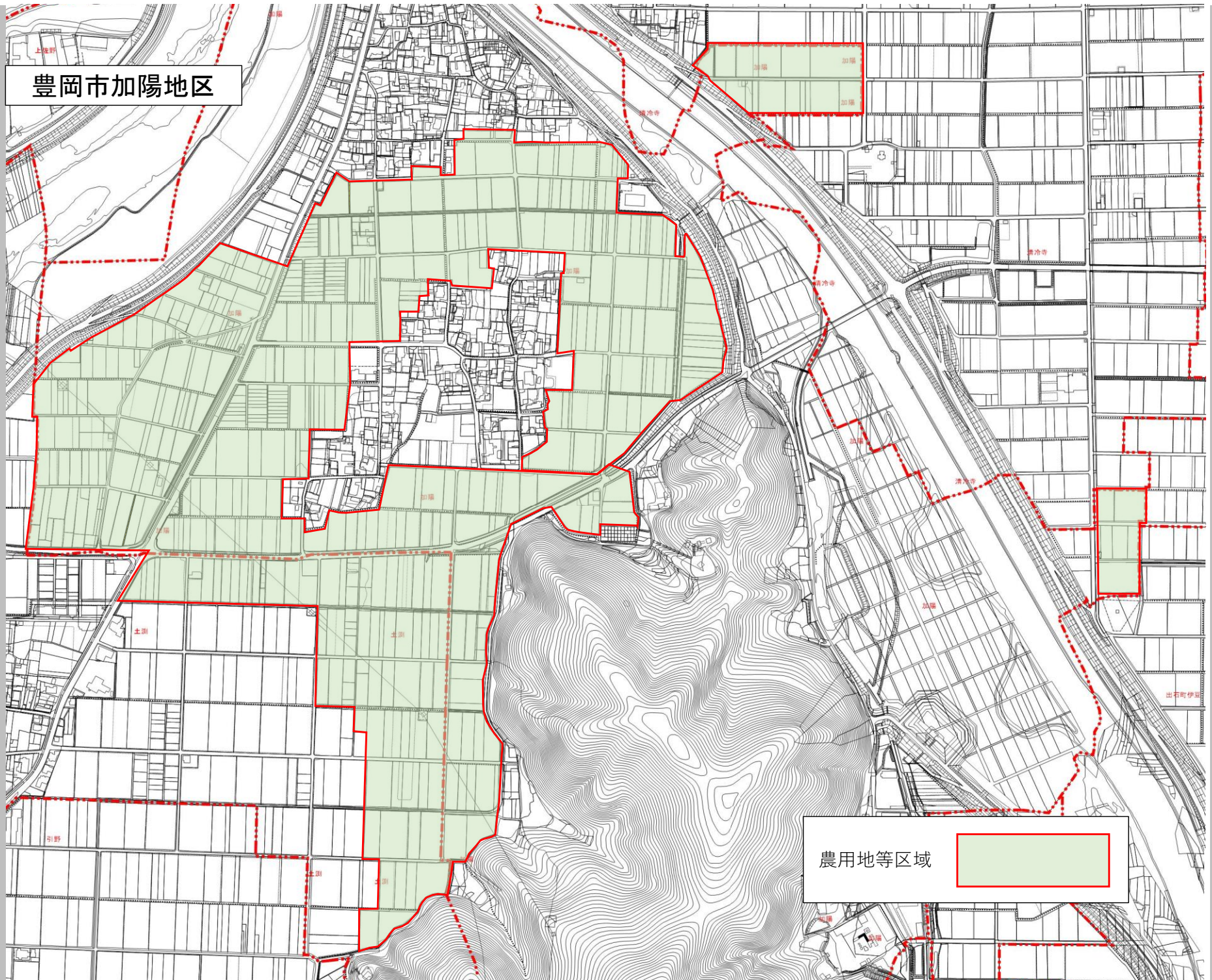
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 区民により、鳥獣被害防止柵の点検チェックシートを作成し、年2回程度の点検と破損個所の補修を行う。
また、必要に応じイノシシやシカなどの狩猟等を行政に依頼する。
- ② 「自然共生サイト」に認定された当地区は、今後も環境保全型農業を推進する。
- ③ 農作業の負担軽減や効率化を図るため、ドローンなどの導入を検討する。
- ⑦⑧ 多面的機能支払交付金事業を活用して、排水路や用水ポンプ設備、ビニールハウス等の管理を区民全体で適正に行う。

豊岡市加陽地区



農用地等区域